

定款施行細則

制定 平成 30 年 5 月 21 日

(目的)

第 1 条 この細則は、定款を施行するうえで必要な事項について定める。

(入会)

第 2 条 本会理事長が入会を認めた場合、入会希望者は、速やかに会費を納入しなければならない。入金確認の時点を入会日とし、会員登録をする。ただし、入会時に限り、入会希望者より申し出があった時は、次年度会費とすることができる。その場合、入会日及び会員登録日は、次年度 4 月 1 日とする。
入会があった場合、理事長は理事会にその旨報告するものとする。

(会費)

第 3 条 会員は、年会費 3,000 円を、原則として、毎年 4 月に納付しなければならない。
入会時期による減額は行わない。

(退会)

第 4 条 退会について、任意の場合（退会届が提出される）は、退会日は、届出書面（退会日記入欄がある）による。会費滞納による場合は、該当年度末（3 月 31 日付）とする。
退会があった場合、理事長は理事会にその旨報告するものとする。

(入退会書式)

第 5 条 入退会書式を別添に示す。

(改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、理事会で審議し、決議する。

付 則

1. この細則は、平成 30 年 5 月 21 日より施行する。

(管理責任者：事務局長)